

# ほうじん HIT

ひみ いみず たかおか

第116号

2020



## contents

松楓殿「松楓の間」再現展示	2	多田前会長叙勲受章	9	税理士会だより	17
第9回定時総会	4	会活動報告	10	自主点検チェックシート	18
青年の集い石川大会/青年部会・女性部会総会	5	青年部会・女性部会情報	11	会員企業ご紹介/事務局だより(新会員)	19
税務署長着任挨拶/税務署定期異動	6	税に関する絵はがきコンクール入賞作品	12	特別講演会のご案内	20
税制改正アンケート結果	7	国税の窓	13		

# 松楓殿「松楓の間」再現展示

松楓殿は、1904年アメリカ・セントルイス万国博覧会にて日本館のメインパビリオンとして建設された建物です(設計は文部技師・久留正道)。1903年11月に材料が一式切組・荷造りされ、現地に輸送されました。屋根を葺く鉄板以外はすべて日本から輸送され、工事監督の村井三吾を筆頭に大工職人16名が渡米し、12月から3月にかけて本館を中心に工事作業が行われました。

1904年、セントルイス万国博覧会の終了後に高峰讓吉が譲り受け、ニューヨーク郊外にある上流社会の別荘地メリーウォルドに移築しました。後にこの別荘は、枢密院顧問大鳥圭介により、「松楓殿」と名付けられ、日米親善の社交場や政財界の要人の迎賓館として利用されました。

このたび、博士がニューヨーク郊外で別荘として使用されていた「松楓殿」について、所有者から博士の生誕地である高岡へ寄付したいとの申し出を受け、高岡商工ビル1階ロビーでその一部を再現公開することとなりました。



ニューヨーク郊外にあった松楓殿「松楓の間」

## 高岡に生まれた世界的化学者

### 高峰讓吉



高岡御馬出町の町医者・高峰家の11代目として1854(嘉永7)年に生まれ、少年期より金沢・長崎・京都・大阪などで学んだ高峰博士は、当初医学を志しますが、15歳のころに化学分析学を学んだことを機に、化学の道に進むことを決意します。

地道な研究を続け、食物を消化する酵素「タカザアスターゼ」の発明と、副腎髄質ホルモン「アドレナリン」の抽出に成功しました。

高峰博士は偉大な化学者であるとともに、その語学力と行動力で企業を動かし、その発明、発見を製品化した事業家でもあります。

また、高峰博士は事業成功で得た富を、日米親善、民間外交のためにも、惜しみなく投じています。

ワシントンD.C. のポトマック河畔にある桜並木の植樹を企画し資金を提供したのは高峰博士であり、ニューヨーク市へも桜を寄贈しています。



天井画 天井金具 中二階欄間



風神図 雷神図

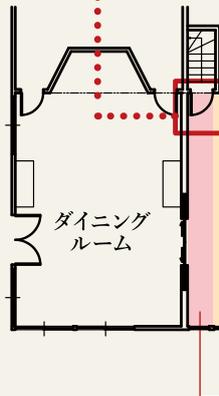
鳳凰の欄間



鳳凰の欄間



中二階欄間



松楓殿  
平面図



松楓の間天井画



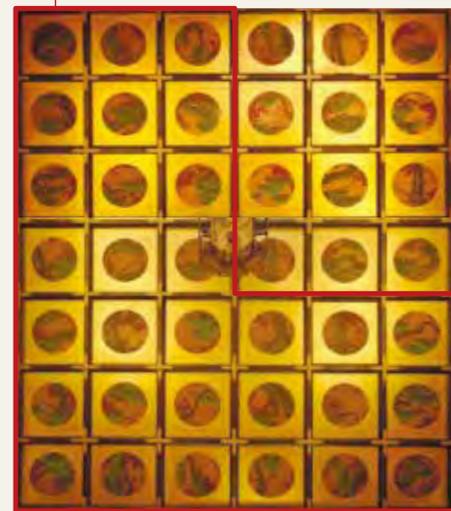
桜の間天井画



ダイニングルーム  
天井画

再現展示された天井部分

正面



松楓の間天井(移設前)

## 松楓殿の家具調度品

1900年のパリ万博に出品されたとみられる荒木探令の「水墨雪中山水」。

荒木探令(1857～1931)は日本画家(現山形県新庄市出身)。納富次郎(現富山県立高岡工芸高校初代校長)に師事。陶画も得意とし、石川県で九谷焼の図案を指導したこともある。のち狩野姓となる。



春日式八足卓  
松楓殿「松楓の間」用応接テーブル



青銅の仁王像。口を開けている像は「生命」、口を閉じている像は「死」を表すという。



1909年、久邇宮邦彦殿下夫妻が松楓殿に滞在される機会に手配されたたと記録されている。明治天皇即位式のレプリカで、24弁の菊花紋がついている。

## 高岡ゆかりの彫刻師「村上九郎作」と松楓殿の家具調度品

～村上九郎作の高岡彫刻漆器と松楓殿家具制作への思い～

村上九郎作(1867年～1919年 小松生まれ)は、彫刻師として金沢で修業していましたが、「明治期デザインの先駆者」納富次郎によってその才能が認められ、以後、納富の指導のもと、第四回パリ万博、第三回内国勲業博覧会に出品します。

1894年、納富が高岡に創立した富山県立工芸学校(現富山県立高岡工芸高校)に招かれ、納富校長と共に当地の伝統工芸、高岡漆器の製法を指導し、産業化に貢献しました。当時の製法やモチーフは現在も受け継がれています。

1900年、村上は山中商会の招きで、輸出用高級家具調度品工場の工場長に就任、製品の輸出を指揮しました。松楓殿の家具の多くは、同商会の1904年セントルイス万博用製品カタログから高峰博士が松楓殿用に特注したものです。

出典：村上邦夫著『村上九郎作 生涯記』



春日式椅子



高岡彫刻塗「二匹鯛」  
高岡市立博物館所蔵



天井金具

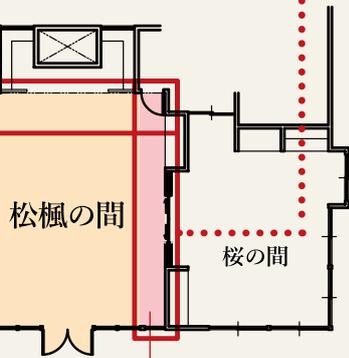
天井画



牧野克次の壁画

襖金具

飾り金具



再現展示された壁面部分



松楓の間壁画



牧野克次の壁画

松楓殿内の装飾を手がけた、牧野克次が描いた松楓の間の壁画。金箔地に能の一場面が描かれている。



風神雷神図



魚鼓 慶応元年(1865)9月

魚鼓とは主に禅宗で用いる鳴物の一種。腹の銘文により、江戸時代高岡の経済を牽引した「高岡綿場」の米商人8名が、高岡市須田の瑞雲寺(国泰寺派)に寄進したものと思われる。松楓殿に渡った経緯は不明だが、瑞雲寺は讓吉の妹・節子の嫁ぎ先で、現高岡市中川の県会議員・南兵吉(富山県人初の大臣・南弘の義父)が創建した。その関連で讓吉の手に渡ったものと推測される。

※再現記念特別展(令和2年3月27日～29日開催)に展示された家具調度品も掲載しています。

# 公益社団法人高岡法人会第9回定時総会を開催

令和2年5月21日(木) ホテルニューオータニ高岡



5月21日(木)午後2時、ホテルニューオータニ高岡にて、公益社団法人高岡法人会第9回定時総会が、会員22名(委任状1,532名)が出席し開催された。

今回の総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、来賓のご臨席を見合わせるとともに、ソーシャルディスタンスを保ち、開催された。

総会は、酒井副会長が開会を宣し、川西会長が議長席につき、下記の議事について議案審議がなされた。

[報告事項] 令和元年度事業報告について

第1号議案 令和元年度収支決算並びに監査報告承認の件

第2号議案 役員辞任に伴う補充選任の件

[報告事項] 令和2年度事業計画及び収支予算について

以上について、全て原案どおり可決承認された。

総会では、監事2名が辞任し補充選任された。



辞任監事	
北野 稔氏	高岡市農業協同組合
瀧川 正人氏	高岡信用金庫

⇒

後任監事	
大井 一博氏	高岡市農業協同組合
中島 亨氏	高岡信用金庫

## 単体会功労者表彰

全法連、富山県連から、永年にわたり法人会活動の推進と組織の充実強化に務められ会の発展に貢献された役員に次の方に、表彰状が贈呈された。

### 【全法連会長表彰<単体会功労者>】

常任理事 室崎 靖氏 常任理事 寺崎 敏治氏

### 【富山県連会長表彰<単体会功労者>】

常任理事 中村 春夫氏 理事 若林 啓一氏

# 第1回北陸地区青年の集い石川大会



令和2年2月17日(月)、北陸三県で初となる北陸地区青年の集い石川大会が開催された。当日は、ホテル金沢に、北陸三県の会員をはじめ約270名(当会青年部会から開部会長ほか9名)の参加があり、大変な盛り上がりを見せました。

式典は、松崎金沢国税局長はじめ来賓の方々からご祝辞を賜り、小杉北法連青連協会長が開会挨拶の中で、北陸三県が一つとなって青年の集いを実施する意義について力強く

説明された。

引き続き、千葉大学医学部附属病院特任教授吉村健佑氏の「次の世代に社会を引き継ぐために～健康経営の始め方と進め方～」と題した特別講演、また、法人会会員であり全法連の広報大使も務める女優佐藤奈織美氏の「租税教育活動で得られた“大切なこと”」と題した特別講演がありました。

租税教育活動については、第33回法人会全国青年の集い大分大会で発表した敦賀法人会のプレゼンテーション事例発表もあり、笑いを交えた発表が会場を大いに盛り上げました。

大会後の懇親会では、山岸金沢法人会青年部会長が「同じ目的を持った仲間と心をつなげて、活動を続けていこう」と挨拶を述べ、終始和気あいあいとした雰囲気の中、参加者同士の交流を深めました。

最後に、鳥根大会で租税教育活動プレゼンテーション事例発表をする高岡法人会の参加者が壇上にのぼり、開部会長が「高岡全員で協力し、プレゼンをがんばります。」と力強く挨拶しました。

なお、2月の時点では、鳥根大会が開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、鳥根大会は中止となり、来年の佐賀大会でプレゼンテーションを行うことになりました。

## 青年部第35回定時総会

青年部第35回定期総会として書面による議決を行い、令和元年度事業報告・決算報告及び令和2年度事業計画・収支予算案が原案通り承認されました。部会員95人のうち71人が回答しました。

定期総会は6月5日にホテルニューオータニ高岡で開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面による議決を採用しました。

## 女性部第30回定時総会

女性部第30回定期総会として書面による議決を行い、令和元年度事業報告・決算報告及び令和2年度事業計画・収支予算案が原案通り承認されました。部会員112人のうち86人が回答しました。

定期総会は6月5日にホテルニューオータニ高岡で開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面による議決を採用しました。

# 着任のご挨拶

高岡税務署 署長 おお や たけ お  
大 谷 武 夫



本年7月の定期人事異動により、高岡税務署長を拝命いたしました大谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

公益社団法人高岡法人会の会員の皆様方におかれましては、平素から法人会活動を通じ、税務行政全般に格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

高岡法人会は、昭和27年に創立された伝統のある法人会であり、「良き経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組まれるとともに、各種研修会・講演会の開催をはじめ、会員による租税教室の開催や小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、公益法人として積極的に社会貢献活動を展開されておられます。

また、企業の税務コンプライアンス向上のために導入された「自主点検チェックシート」の普及推進策として、高岡法人会独自の活動である「税務署提出チャレンジ一覧表」の提出に積極的に取り組まれており、これらの活動は申告納税制度を前提とする納税者の自発性の確立に大いに資するものであります。

これもひとえに、川西会長をはじめとする歴代の役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして心から敬意を表する次第であります。

さて、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、特に、経済社会のICT化・グローバル化には目覚ましいものがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会活動そのものが非常に大きな混乱の中にあり、基本的な感染対策の継続など、「新しい生活様式」の定着が求められているところです。

このような状況の中、私ども税務行政に携わるものとしましては、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、新たな生活様式の下で納税者の皆様方「より便利で、よりスムーズに」申告・納税ができる環境を整備していかなければなりません。

しかしながら、このような取組を推進していくためには、税に対する良き理解者である法人会の皆様方のお力添えが何より必要であり、より一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、高岡法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 高岡税務署定期人事異動

令和2年7月10日発令

官 職	氏 名	前 職
署 長	大谷 武夫	局総務 厚生課長
副 署 長	荒井 和憲	関信局 国税訟務官
総 務 課 長	小阪 秀明	局課税 資産課税課課長補佐
特 官（法人）	喜多 信夫	金沢署 法人特官
特 官（法人）	炭谷 宏明	砺波署 法人統括官
法人第一統括官	栗屋 康弘	局課税 消費税課総括主査
法人第二統括官	木島 正明	（留任）
法人第三統括官	篠井 修	輪島署 法人統括官
法人審理専門官	老田 時男	（留任）
法人連絡調整官	武田 佐和	局課税 課税総括課総務係長

## 大谷武夫署長略歴

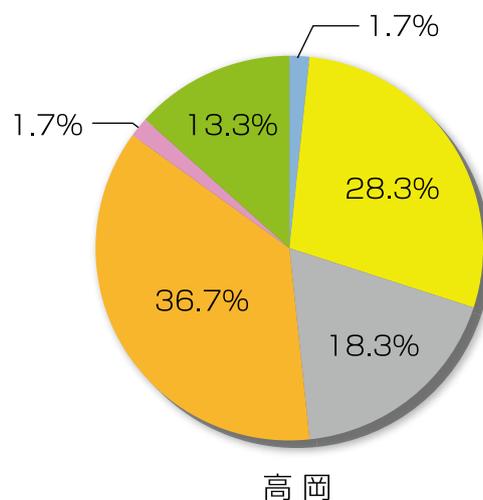
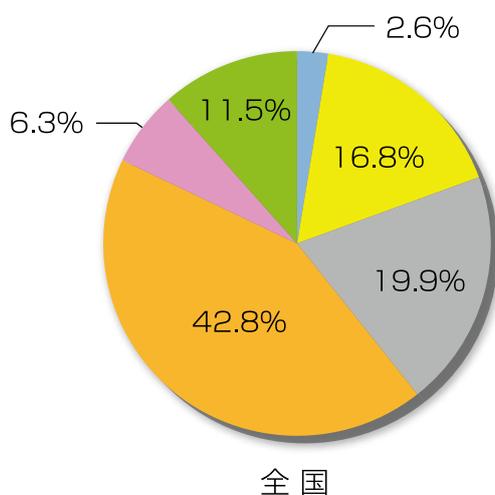
平成21年7月 金沢国税局 徴収部 国税訟務官  
平成23年7月 金沢国税局 総務部 主任相談官  
平成24年7月 金沢不服審判所 審判官  
平成26年7月 金沢国税局 徴収部 統徴官  
平成28年7月 七尾税務署 署長  
平成29年7月 金沢国税局 徴収部 徴収課長  
令和元年7月 金沢国税局 総務部 厚生課長  
令和2年7月 高岡税務署 署長

# 令和2年度税制改正アンケート結果(抜粋)

## Q1 事業承継／納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充(全株式を対象に納税猶予割合が100%)が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

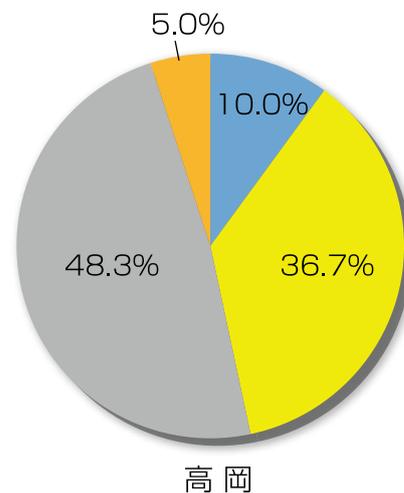
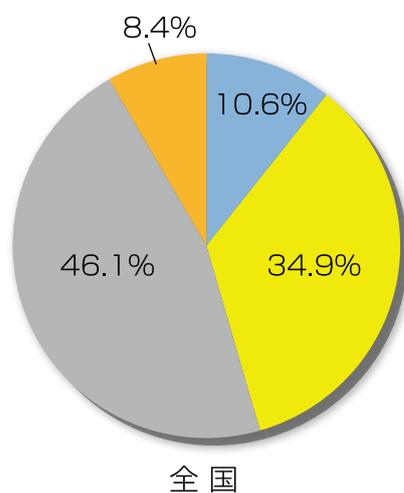
- 特例承継計画を提出した
- 当面、事業承継を行う予定はない
- これから特例承継計画を提出する予定である
- 事業を承継しない
- 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- その他



## Q2 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか。

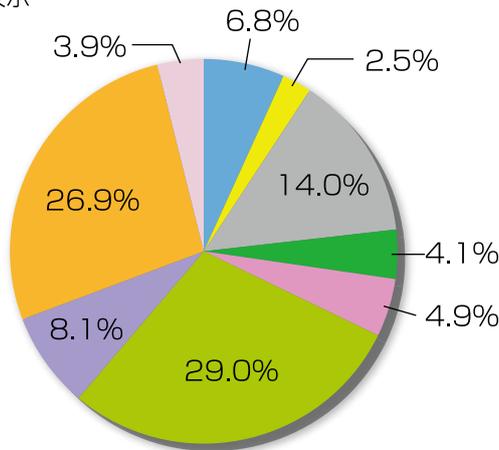
- これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める
- 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- その他



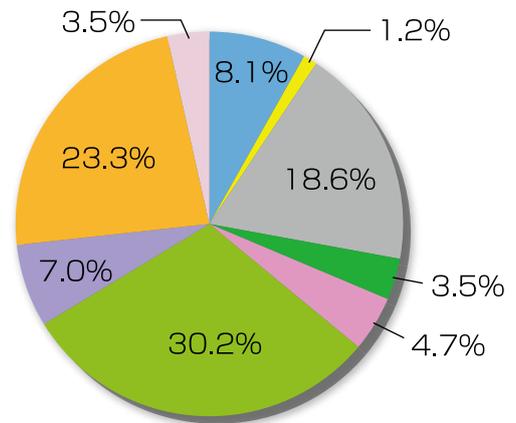
### Q3 消費税／軽減税率制度

令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されました。あなたの会社で特に負担を感じている点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

- 会計時の確認（テイクアウト又はイートインなど）
- 複雑な経理処理
- 適用税率に関する取引先や消費者からの問い合わせ
- 同時に実施されたキャッシュレス消費者還元事業への対応
- システム変更等のコスト負担
- 特に負担を感じない
- 軽減税率についての社員教育
- その他
- 適正な価格表示



全国

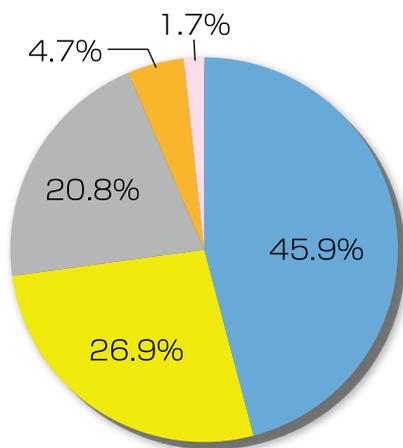


高岡

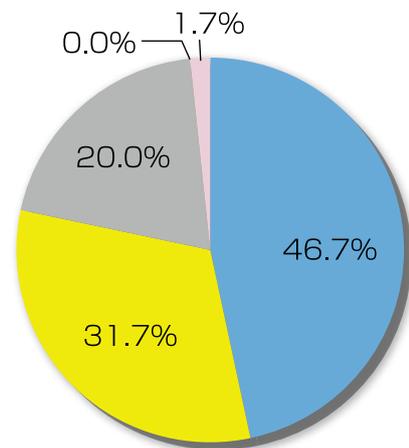
### Q4 消費税／価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（令和3年3月末日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています）。軽減税率が導入されたことも踏まえて、価格表示について、事業者の立場からどのように考えますか。

- 総額表示にすべき
- 外税表示にすべき
- 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき
- わからない
- その他



全国



高岡



# 叙勲受章おめでとうございます



## 多田慎一前会長の経歴

- 昭和 51 年 5 月～平成 7 年 5 月  
高岡法人会 理事
- 昭和 60 年 10 月～昭和 63 年 6 月  
高岡法人会 青年部 部長 (初代)
- 平成 7 年 5 月～平成 21 年 5 月  
高岡法人会 常任理事
- 平成 21 年 5 月～平成 25 年 5 月  
高岡法人会 副会長
- 平成 25 年 5 月～令和元年 5 月  
高岡法人会 会長 (第 10 代)

春の叙勲で、43年間高岡法人会役員として納税道義の高揚と申告納税制度の発展に貢献された多田慎一前会長が、栄えある旭日双光章を受章されました。高岡法人会役員で、納税功勞により叙勲を受章されたのは、多田前会長が初めてです。

5月14日に東京で予定されていた伝達式及び拝謁は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりましたが、6月5日、松崎啓介金沢国税局長が第一物産株式会社を訪れ、多田前会長に旭日双光章の勲記と勲章を手渡しました。

心より深甚なる敬意とお祝いを申し上げます。

## 受章のご挨拶

謹啓 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、令和2年度春の叙勲に際しまして、はからずも旭日双光章受章の榮に浴しましたところ、貴法人会様より早速ご懇篤なご祝意を頂戴いたしまして誠に有難く厚くお礼申し上げます。これもひとえに皆様の長年にわたる心温かいご高配ご指導ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

10年前には本業である計量器製造業に多年従事し斯業の発展に尽力したことで、その道ひとすじの黄綬褒章を賜り、また、この度の叙勲は、申告納税制度の普及発展に努め納税道義の高揚と円滑な税務行政に尽力した評価だと伺っており、多少なりとも企業の社会的貢献責任も果たせ、この二重の喜びを皆様と共に分かち合いたいと存じます。

振り返ってみるに弊社先代の逝去により、31歳で本会の理事を拝命し43年間、7人の会長にご指導、薫陶を受けました。親子以上の年の違いもあり、企業経営のこと人生訓など分かり易い言葉で話していただきました。特に、三協アルミの竹平政太郎第三代会長からは「バカモン！税金ちゃ取られるもんでないがや、納めるもんやが」の一喝は今でも脳裏から離れません。タカギセーコーの松木喜太郎第四代会長からは突然「県下初の青年部をつくる。君が会長や」の一言。多くの先輩諸氏がおいでる中、断固辞退したが取り巻く諸先輩方の強力な支援もあり止む無く受託。一層責任を痛感しました。

一方、間税会の大坪会長、織田副会長から、消費税導入により会員拡大の協力依頼があり間税会会長に就任等、数多くの人との出会いが浅学非才な小生を育てていただきました。

今後は、この榮譽に恥じることなきよう一層精励し些かなりともご芳情に報いたいと存じますので何卒倍旧のご交誼ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今、新型コロナウイルス感染拡大から端を発し国内全世界で社会的経済的に大混乱が起きており、事態が収束して一日も早い安寧を願うばかりであります。

末筆ながら会員企業皆様の一層のご発展とご健勝ご多幸を祈念申し上げ謹んでお礼のご挨拶とさせていただきます。

謹 白

多 田 慎 一

## 新入会員交流会

令和2年1月22日(水)



ホテルニューオータニ高岡において、新入会員企業と法人会役員等 25 名が参集して、新入会員交流会が行われた。

高岡法人会のあゆみと事業活動を紹介の後、新入会員の㈱イセ・エメラルドウェイ様より企業PR（プレゼン）が行われた。

その後の懇親会では、なごやかな雰囲気の中、ビジネスチャンスに結びつく新たな人脈を構築するため、名刺交換や情報交換するなど懇親を深めた。

## 新春時局講演会

令和2年1月22日(水)

- 【演題】 「2020年日本の政治経済の展望」
- 【場所】 ホテルニューオータニ高岡4階
- 【講師】 流通経済大学教授 龍崎 孝氏
- 【受講者】 会員86名 一般8名



## 公益共催セミナー

令和2年2月26日(水)



- 【演題】 「健康経営実践の為に  
ホワイト企業認定資格の必要性」
- 【場所】 高岡商工ビル 4階会議室
- 【講師】 ティーパック(株)特別認定講師 平山 貴之氏
- 【受講者】 会員15名 一般1名

## 決算期別研修会

令和2年6月24日(水)

- 【講師】 中崎和久税理士
- 【場所】 高岡商工ビル 4階会議室
- 【内容】 ・消費税軽減税率制度について  
・決算における主な注意点（改正点含む）等  
・e-Tax および諸手続等について  
・法人会自主点検チェックシート作成要領
- 【受講者】 会員7名（5月～7月決算法人）

※ 令和2年3月6日(金)に開催予定であった2月～4月決算法人を対象とした研修会は中止し、参加予定者には資料を送付しました。



## 『絵はがきコンクール』 審査会

令和2年2月6日(木)



法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、将来を担う子供たちに税を正しく理解してもらうため、小学生高学年を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を平成22年度から、全国で実施しています。

今年度は、高岡市・射水市・氷見市の小学5.6年生から934名の応募があり、元美術教諭の山達雅美先生をお招きし、女性部役員が、入賞作品10作品を選出し、射水市立東明小学校の丸山君が、高岡税務署長賞に選ばれました。

3月16日高岡商工ビルにて、丸山君のお母さんが同席し、杉本高岡税務署長と渡辺女性部会長が、丸山君に高岡税務署長賞と富山県連入賞の賞状をそれぞれ授与しました。

## 女性部会税務研修会

令和2年2月6日(木)

女性部会主催による税務研修会がホテルニューオータニ高岡で開催された。

講師として、杉本高岡税務署署長をお迎えし「税務署長のひとり言」と題し、出身地の福井県の話を変え、令和2年度予算政府案と租税の原則について講演され、参加した会員は熱心に聴講した。



## 租税教室

小学6年生を対象に、青年部会のメンバーが講師となって、子供達に生活の中での税金の使われ方や役立つ税金に関するクイズやスライドを使って租税教室を行った。



令和2年7月1日(水)  
射水市立太閤山小学校 6年生 68名



令和2年8月4日(火)  
高岡市立万葉小学校 6年生 39名

# 令和元年度 税に関する絵はがきコンクール 入賞作品

高岡法人会会長賞

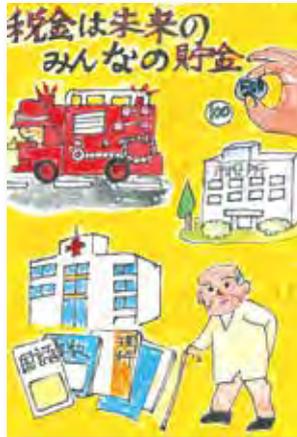
富山県連入賞



氷見市立窪小学校  
5年 濱谷 海実さん

高岡税務署長賞

富山県連入賞



射水市立東明小学校  
5年 丸山 暖泰さん

高岡法人会女性部会長賞



高岡市立横田小学校  
5年 上坂 粹生さん

入賞



高岡市立伏木小学校  
5年 山田 桃寧さん

入賞



射水市立片口小学校  
5年 大塚 彩音さん

入賞



射水市立歌の森小学校  
6年 夏野 留実さん

高岡法人会優秀賞



高岡市立木津小学校  
6年 上坂 侑璃さん

入賞 富山県連特別賞



高岡市立木津小学校  
6年 才木 環奈さん

入賞



高岡市立南条小学校  
6年 岩上 奈央さん



射水市立下村小学校  
6年 表 来瞳さん

法人の方へ

# ネットが便利

## 申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター  
イータ君

### 令和2年4月から大法人の電子申告が義務化されます

令和2年4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、提出方法が電子申告に義務化されます（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

なお、大法人の電子申告義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めており、平成31年4月からは、以下の点が変更されます。

- 勘定科目内訳明細書の記載内容が簡素化されます。
- 勘定科目内訳明細書、別表のうち明細記載を要する部分（別表6(1)など）についてデータ形式が柔軟化されます。
- 法人番号の入力により、法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報を自動的に反映できるようになります。
- 連結納税の承認申請関係書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とします。

また、上記以外の施策も、平成30年4月以降、順次実施しております。  
実施状況等は、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認ください。

### e-Taxならこんなメリットがあります

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続きをすることができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。  
(e-Tax：370円 書面：400円)



### 添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。

さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※ 財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ(PDF形式)での提出はできませんのでご注意ください。



## 納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。  
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



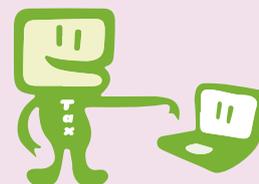
## e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続きを行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

## 利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。  
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



## お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** e - コ ク セ イ (全国一律市内通話料金)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

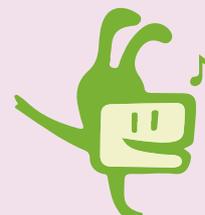
- マイナンバーカードに係る IC カードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マ イ ナンバ ー

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時 (音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。  
なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。  
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、**e-Tax ホームページ** を [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

🔍 イータックス

🔍 検索

国税庁 法人番号 7000012050002

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合  
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
  - ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
  - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

## 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	<b>2分の1</b>
50%以上減少している者	<b>ゼロ</b>

### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

## 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 <b>事業用家屋と構築物</b> を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の <b>先端設備等とともに導入されたもの</b> ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 <b>中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの</b>
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

## 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

## 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) <b>住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置</b> (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) <b>既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期間要件</b> (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

## 9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



# 子や孫への贈与について

税理士 石畠 益郎

近年は、高齢化に伴って相続開始が遅くなっていることから、子や孫が住宅、教育、結婚、子育てなどで、本当に資金を必要とする時期にその資金がないということがあります。

これらのことから、相続税法では、資金需要が大きい時期の世代への資産の移転を促進させることを目的（背景）に次のような贈与税の特例を設けています。

## 1 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、20歳以上の人が、自宅の新築、取得または一定の増改築のために、父母や祖父母などの直系尊属（以下「直系尊属」といいます。）から資金を贈与された場合は、次表の金額を限度として贈与税は非課税になります。

住宅用の家屋の 新築等に係る契約の締結日	住宅用の家屋の種類	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	3,000(1,200)万円	2,500(700)万円
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,500(1,000)万円	1,000(500)万円
令和3年4月1日から令和3年12月31日まで	1,200(800)万円	700(300)万円

(注) 1 省エネ等住宅とは、一定の省エネルギー性、耐震性を備えた良質な住宅のことをいいます。

2 ( )書きは、消費税の税率が8%である場合の非課税限度額です。

なお、所定の要件を満たせば、相続税精算課税を選択することもできます。

## 2 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に、30歳未満の人が、銀行や信託銀行で教育資金管理契約を締結して口座を開設のうえ、直系尊属から教育資金を一括贈与された場合は、1,500万円（塾や習い事など学校等以外に支払う場合は500万円）を限度として贈与税は非課税になります。

## 3 結婚、子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の人が、銀行や信託銀行で結婚・子育て資金管理契約を締結して口座を開設のうえ、直系尊属から結婚・子育て資金を一括贈与された場合は、1,000万円（結婚に際して支払うものは300万円）を限度として贈与税は非課税になります。

(注) これらの特例の適用にあたっては、住宅取得等資金の贈与の特例には床面積の制限が、また、いずれの特例にも受贈者の合計所得金額に上限があるなど、一定の要件を満たす必要があります。

# 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。



お問い合わせ先

 公益社団法人高岡法人会

電話番号等 0766-23-8855

URL等 <https://www.houjin-takaoka.com/>

# 会員企業のご紹介



## 株式会社 高澤酒造場

代表取締役 高澤 龍一

明治5年(1872年)創業。富山県氷見市にて清酒「有磯 曙」を醸し続けております。初代利右エ門が、蔵前からのぼる日の出と立山連峰の美しさに感銘し「有磯 曙」と命名しました。初代より富山湾から吹き込む「あいの風」で蒸米を冷やし、氷見の食文化、とりわけ蔵前に広がる富山湾でとれる四季折々の魚介類にしっかりとあうお酒、口当たりが柔らかく、キレの良い日本酒を製造・販売しております。

現在のコロナ禍において、日本酒業界もかなり深刻な状況に陥っております。コロナの終息には、未だ時間が要すると考えております。おのずと日本酒を飲むシチュエーションは多少変化すると思いますが、日本酒は、ひと時のやすらぎをあたえ、皆を笑顔にし、明日への活力を生み出すひとつであると考えております。

これからも、「不易流行」を胸に、富山の風土とともに歩んでいきます。今後ともよろしく願いいたします。



## 事務局だより (新会員)

法人会には、法人(正会員)だけでなく、個人事業主の方も賛助会員としてご入会できます。加入されますと、いろいろな研修会、講演会、セミナーや異業種交流会にも参加できます。

令和2年1月以後、ご入会いただいた新しい仲間をご紹介します。

(敬称略)

法人名	代表者	法人名	代表者
高岡市		射水市	
社会保険労務士法人 清水経営	鎌倉 亨祐	(株) 邦鳶	斉藤 邦広
(株) アパッチ北陸	瀧田 博史	(株) 杉田住設	杉田 雅夫
(株) 昭建	福田真由美	(医) 楽山会	山田 一成
金田工業(株)	金田 健一		
(株) 中田鉄工所	中田 義洋		

### 賛助会員

賛助会員名	代表者
トータルハウジング豊造 前川商店	田守 玄人 前川 宣人



テーマ 『国際情勢の行方と日本外交』

- 日 時 / 令和2年11月12日(木) 14時~15時30分
- 会 場 / 富山県高岡文化ホール (多目的小ホール)  
高岡市中川園町 13-1 (0766-25-4141)
- 講 師 / 立命館大学客員教授 大阪大学特任教授  
やぶ なか み と じ  
藪中 三十二 氏

▶ 講師プロフィール ◀

1969年外務省入省、韓国、インドネシア、米国在勤の後、北米第二課長(日米経済摩擦担当)、国際戦略問題研究所主任研究員(ロンドン IISS)、ジュネーブ代表部公使、外務本省総務課長、アジア局審議官を経て、在シカゴ総領事。2002年よりアジア大洋州局長(六者協議首席代表)、外務審議官(経済担当・G8サミット・シェルパ)、外務審議官(政務担当)を経て、2008年に外務事務次官。2010年外務省退官。現在、立命館大学客員教授、大阪大学特任教授。藪中塾グローバル寺子屋を主宰。

▶ 著 書 ◀ 『対米経済交渉』 『国家の命運』

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、講演会中止の場合は、高岡法人会ホームページでお知らせいたします。

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万が一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための制度をご用意しています。団体料率の適用により割安な保険料を実現!

<会社をお守りするトータル保障プラン>

死亡へのそなえ 総合型 Rタイプ	重度の身体障がい状態へのそなえ 総合型 Tタイプ	重大疾病へのそなえ Jタイプ	ケガ・病気による入院へのそなえ Mタイプ
---------------------	-----------------------------	-------------------	-------------------------

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償  
ハイパー任意労災  
(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険  
スターズ  
STARs  
(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える  
プロパティガード  
+企業地震保険  
(企業財産保険|財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策  
情報漏えいガード  
(個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料\*でご契約いただけます

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

\*がん保険・医療保険・就労所得保障保険・定期保険が対象です。

個人のための保障制度  
・就労所得保障保険 ・定期保険  
・終身保険 ・介護保険 もあります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

アフラック 法人会 検索

ネット医療相談サービスをご利用いただけます

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、病気や身体の気になることを、インターネットで月1件無料相談できます。

本サービスはアフラックの提携先(株)メディカルノートが提供します。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —